

## 第6章 年金払い退職給付に係る付与率・保険料率等の設定

### 第1節 制度開始に伴う初回保険料率等の設定

#### 1 年金払い退職給付（退職等年金給付）制度に係る準備事務

公務員の退職給付の在り方については、一元化法附則第2条の規定等を踏まえ、「廃止される共済年金の職域部分と退職給付に関する有識者会議（以下、「有識者会議」と言う。）」において検討が行われ、職域部分に代わる新たな退職給付制度を創設するという報告書が平成24年7月にまとめられた。

この新たな年金払い退職給付制度には、退職等年金給付として退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金の給付が設けられた。また、給付設計には民間の企業年金にも用いられているキャッシュバランスプランに類似したものが採用されることとなった。

その後、年金払い退職給付法案は、平成24年11月2日に第181回国会に提出され、同月16日に可決成立、同月26日に公布された。

そして平成25年度に入り、新制度の準備業務として以下に掲げる2種類のシステム開発を具体的に進めていくこととなった。

一つ目は、年金払い退職給付管理システム（以下、「管理システム」という。）である。これは、各共済組合及び市町村連合会において、掛金の徴収や年金の決定・支給等の管理を行うためのシステムであり、各共済組合及び市町村連合会がそれぞれの事務処理で使用するものである。

二つ目は、年金払い退職給付数理システム（以下、「数理システム」という。）である。これは、連合会が行う事務のうち、掛金率等の決定、財政再計算、国・地方財政調整拠出金の拠出及び受入等を実施するために必要な処理をさせるもので、連合会が使用するシステムである。

また、これと並行して、組合員の理解を深めることを目的として、年金払い退職給付制度導入に向けたリーフレットを作成し、全組合員に配布した。

なお、上記システム開発等の準備事務に係る費用を計上するために、退職等年金給付準備業務経理が新設された。制度施行までの間の当該経理の費用は、連合会長期給付経理からの借入れによって賄われ、その借入金は制度施行後に経過的長期給付調整経理に返済した。

#### 2 初回保険料率等の算定作業

##### (1) 保険料率計算に向けた事前作業

年金払い退職給付制度に係る保険料率算定に係る政省令等で定める予定の事項については、平成27年6月26日に開催された地方財政審議会第23回地方公務員共済組合分科会において「年金払い退職給付に係る主な数理設計について」として示された。

資料第6-1 年金払い退職給付に係る主な数理設計について

(平成27年6月26日 第23回地方公務員共済組合分科会資料・抜粋)

1. 付与率の設定について
  - ① 付与率は以下を勘案して地共連の定款で定める。
    - (i) 退職等年金給付が組合員(国及び地方)であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること
    - (ii) 積立基準額(国と地方の合計額)と退職等年金給付積立金の額(国と地方の合計額)とが将来にわたって均衡を保つことが出来るようにするものであること
  - ② 付与率は百分率で小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位までとして定める。
  - ③ 地方の付与率は、国の付与率と同一とする。
2. 基準利率の設定について
  - ① 基準利率は、国債の運用利回りを勘案して地共連の定款で定める。
  - ② 国債の利回りについては、10年国債の応募者利回りの直近1年平均(各年3月までの1年間)と直近5年平均(各年3月までの5年間)のうち低い方の率とする。
  - ③ 基準利率は、百分率で小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位までとして定める。
  - ④ 地方の基準利率は、国の基準利率と同一とする。
3. 終身年金現価率の設定について
  - ① 終身年金現価率は、以下を勘案して、終身にわたり一定額の年金となるように年金額を計算する率として、地共連の定款で定める。
    - (i) 国及び地方の基準利率
    - (ii) 国及び地方の死亡率の状況及びその見直し
    - (iii) 積立基準額(国と地方の合計額)と退職等年金給付積立金の額(国と地方の合計額)とが将来にわたって均衡を保つことができるようにするものであること
  - ② 終身年金現価率の計算に使用する利率及び死亡率については、以下のとおりとする。
    - (i) 利率については、同時期に適用される基準利率を使用すること
    - (ii) 死亡率は、終身年金現価率見直し時に適用されている掛金率を計算した際に使用した死亡率とすること
  - ③ 終身年金現価率は、具体的には以下のように計算する。

終身年金現価率は、男女別国地方別に計算した率を単純平均して、男女及び国地方で同一の率とする。
  - ④ 終身年金現価率は、小数点以下第7位を四捨五入して、小数点以下第6位までとして定める。
4. 有期年金現価率の設定について
  - ① 有期年金現価率は、以下を勘案して、支給残月数の期間において一定額の年金となるように年金額を計算する率として、地共連の定款で定める。
    - (i) 国及び地方の基準利率
    - (ii) 積立基準額(国と地方の合計額)と退職等年金給付積立金の額(国と地方の合計額)とが将来にわたって均衡を保つことができるようにするものであること
  - ② 有期年金現価率の計算に使用する利率については、同時期に適用される基準利率を使用する。
  - ③ 有期年金現価率は、国の有期年金現価率と同一とする。
  - ④ 有期年金現価率は、小数点以下第7位を四捨五入して、小数点以下第6位までとして定める。
5. 掛金率の設定について
  - ① 掛金の基準は以下のとおり。

積立基準額(国と地方の合計額)と退職等年金給付積立金の額(国と地方の合計額)とが将来にわたって

## 第6章 年金払い退職給付に係る付与率・保険料率等の設定

均衡を保つこと

- ② 掛金は、標準報酬月額及び標準期末手当等を標準として算定する。
- ③ 掛金率については、以下を勘案して地共連の定款で定める。
  - (i) 国及び地方の付与率
  - (ii) 国及び地方の公務上給付（障害・遺族）の支給状況
  - (iii) 掛金率計算基準日における組合員の積立基準額（国と地方の合計額）と退職等年金給付積立金（国と地方の合計額）とが将来にわたって均衡を保つ関係となること
- ④ 地方の掛金率は、国の掛金率と同一とする。
- ⑤ 掛金率は、百分率で小数点以下第3位を切上げ、小数点以下第2位までとして定める。
- ⑥ 掛金率の計算に当たっては、直近の財政再計算における基礎率等を用いる。

この時点では、年金払い退職給付に係る付与率、基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率及び掛金率を定款で定めることについては、すでに法律で規定されているものの、下位法令となる政省令が公布されていない状況であった。

施行期日である平成27年10月1日を迎えるまでに、運営審議会を開催し、定款を変更する必要があったことから、政省令交付前の運営審議会の開催及び定款変更に向けての算定作業を行うための数理設計の内容について、総務省福利課の了承を得たうえで、定款変更に向け作業を開始した。

### (2) 保険料率計算結果に基づく定款変更

年金払い退職給付に係る付与率、基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率及び掛金率を連合会の定款で定めるための計算作業を行い、役員会、運営審議会において、定款変更の審議が行われた。

その際、各委員からは、定款変更内容に基づく年金払い退職給付のモデル年金額及び法案提出時との相違点に関する質疑、組合員へのわかりやすい説明の実施についての意見、保険料率が労使折半であり半分を使用者が負担することから付与率（保険料率）を低くすればいいというわけではないという要望があったが、原案どおり定款変更が了承された。

#### 資料第6-2 定款変更案の内容（抜粋）

付与率	1.50%
-----	-------

基準利率	0.48%
------	-------

年齢	終身年金 現価率
60歳	25.482034
65歳	21.609620

支給 残月数	有期年金 現価率
120月	9.760455
240月	19.064542

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合
1,000分の7.5	1,000分の7.5

**資料第6-3 保険料率計算結果（抜粋）**

区分	金額（億円）
総給付現価①	61,385
標準報酬等現価②	4,092,311
保険料率③（=①÷②）	1.50%

**（3）関係政省令公布日（平成27年9月30日）における動き**

年金払い退職給付制度に係る政省令について、いずれも平成27年9月30日に公布されたことを受け、同日付で運用方針が改正された。

実施した保険料率計算方法は、これらの内容どおりであったことから、運営審議会です承された連合会の定款変更内容については、総務大臣の認可を受けた。

また、初回保険料率計算結果について、総務大臣あてに報告した。

**（4）広報**

平成27年10月に施行された年金払い退職給付制度にかかる定款で定める事項等について、組合員の周知を図る目的でリーフレットを作成し、各共済組合を通じて全組合員に配布した。

あわせて、連合会だよりPAL第186号（平成27年9月発行）に、年金払い退職給付にかかる連合会定款で定める事項等について記事を掲載した。

また、連合会ホームページにリーフレット及び連合会だよりPAL第186号の記事を掲載した。

なお、連合会定款事項のうち、基準利率、終身年金現価率並びに有期年金現価率については、毎年10月から新たに適用される率及び過去適用されていた率を連合会ホームページに掲載している旨のバナー記事と新たに適用される率等の記事に係る広報誌への掲載を、各共済組合に毎年依頼することとした。

## 第2節 基準利率等の算定及び結果

### 1 年金払い退職給付制度における基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率

年金払い退職給付制度における基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、法令の規定により、各年の10月から翌年9月までの期間において適用される率を毎年9月30日までに定めることとされており、そのいずれについても、定款で定めることとされている。

これらの率については、平成28年10月以降、毎年10月から翌年9月までに適用される率について、毎年6月に開催される連合会決算に係る役員会及び運営審議会において、算定結果に基づく定款変更案について、了承を得たうえで、定款変更に係る総務大臣の認可を受けることとしている。

#### (1) 基準利率

基準利率は、地共法第77条第4項において、各年の10月から翌年の9月までの期間において適用することとされており、設定にあたっては、「国債の利回りを基礎として、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して」定めることとされている。

#### 資料第6-4 基準利率の算定に係る政省令等に規定されている事項

- ① 10年国債応募者利回りの直近1年間の平均と直近5年間の平均のうちいずれか低い値
  - ② 地共済の運用利回り（簿価）の見通しと国共済の運用利回り（簿価）の見通しとを当該基準利率の適用される期間の10月の属する年の3月末における積立金（事業計画ベースでも可）で加重平均した率
- 上記①、②のうち、①が下回る場合は①とし、②が下回る場合は、地共済の運用利回り（簿価）の見通しと国共済の運用利回り（簿価）の見通しとのいずれか低い率（以下「市場の状況を勘案して算定する基準利率」という。）とする。

その他、

◇地共済と国共済の基準利率は同一とする。

◇小数点以下4位未満の端数を切り捨てる。

（%単位で小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位まで）

◇基準利率は、零を下回らないものとする。

#### (2) 終身年金現価率

終身年金現価率は、各年の10月から翌年の9月までの期間において適用する終身年金額の算定に用いる値であり、地共法第89条第5項において「基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率」として定めることとされている。

#### 資料第6-5 終身年金現価率の算定に係る政省令等に規定されている事項

- ① 基準利率は、当該終身年金現価率が適用される各年の10月から翌年9月までの期間の各月において適用される基準利率とする。
- ② 死亡率は、「当該終身年金現価率が適用される各年の10月における掛金率」の計算に用いた死亡率とする。

その他、

◇地共済と国共済の終身年金現価率は同一とする。

◇小数点以下7位未満の端数を四捨五入して、第6位までとする。

### (3) 有期年金現価率

有期年金現価率は、各年の10月から翌年の9月までの期間において適用する有期年金額の算定に用いる値であり、地共法第90条第5項において「基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率」として定めることとされている。

#### 資料第6-6 有期年金現価率の算定に係る政省令等に規定されている事項

基準利率は、当該有期年金現価率が適用される各年の10月から翌年9月までの期間の各月において適用される基準利率とする。

その他、

◇地共済と国共済の有期年金現価率は同一とする。

◇小数点以下7位未満の端数を四捨五入して、第6位までとする。

## 2 平成28年10月以降に適用される基準利率等の算定

### (1) 平成28年10月から平成29年9月までに適用される率

平成28年10月から平成29年9月までに適用される率の算定にあたっては、平成28年3月までの直近1年間及び直近5年間の10年国債応募者利回り等を基に基準利率を算定し、その結果を受けて終身年金現価率及び有期年金現価率を算定したうえで作成した定款変更案について、役員会及び運営審議会の了承を得たうえで、総務大臣の認可を受けた。

#### 資料第6-7 定款変更案の内容（抜粋）

基準利率	0.32%
------	-------

年齢	終身年金現価率
60歳	26.100641
65歳	22.060662

支給残月数	有期年金現価率
120月	9.839323
240月	19.369259

## 第6章 年金払い退職給付に係る付与率・保険料率等の設定

### 資料第6-8 基準利率の算定について

- (1) 10年国債応募者利回りの平均値
  - ① 直近1年間の平均値：0.3224%
  - ② 直近5年間の平均値：0.6771%⇒ ①が②より小さいため、10年国債応募者利回りの平均値は0.3224%
- (2) 地共済と国共済の運用見通しの加重平均：1.3213%
- (3) 基準利率の算定
  - (1) 10年国債応募者利回りの実績(0.3224%) < (2) 運用見通し(1.3213%)のため、基準利率は0.3224% ⇒ 0.32% (%単位で小数点以下第3位切り捨て)となる。

### (2) 平成29年10月から平成30年9月までに適用される率

平成29年10月から平成30年9月までに適用される率の算定にあたっては、平成29年3月までの直近1年間及び直近5年間の10年国債応募者利回り等を基に基準利率を算定し、その結果を受けて終身年金現価率及び有期年金現価率を算定したうえで作成した定款変更案について、役員会及び運営審議会の了承を得た。

なお、運営審議会において、「マイナス金利政策の影響がある中で、定められた設定方法に基づき出された利率であることから、0%となること自体はやむを得ないことだと理解しているが、今後組合員に対して説明を行う際は組合員が退職等年金給付あるいは共済組合制度に対して不安や不信を抱くことがないよう、0%となった理由やその影響、今後の見通しについて丁寧な説明をしていただきたい」旨の要請があった。

これを受け、連合会ホームページに基準利率等の計算結果とともに、基準利率が0%になった理由等についても掲載することとした。

その後、定款変更案については、総務大臣の認可を受けた。

### 資料第6-9 定款変更案の内容(抜粋)

基準利率	0.00%
------	-------

年齢	終身年金 現価率
60歳	27.407076
65歳	23.006780

支給 残月数	有期年金 現価率
120月	10.000000
240月	20.000000

**資料第6-10 基準利率の算定について**

- (1) 10年国債応募者利回りの平均値
- ① 直近1年間の平均値：△0.0377%
  - ② 直近5年間の平均値：0.4544%
- ⇒ ①が②より小さいため、10年国債応募者利回りの平均値は△0.0377%
- (2) 地共済と国共済の運用見通しの加重平均：1.1942%
- (3) 基準利率の算定
- (1) 10年国債応募者利回りの実績(△0.0377%) < (2) 運用見通し(1.1942%)のため、基準利率は△0.0377%⇒0.00% (基準利率は零を下回らないものとする。\*) となる。
- ※ 施行規則第2条の6の3

**(3) 平成30年10月から令和元年9月までに適用される率**

平成30年10月から平成31年(令和元年)9月までに適用される率の算定にあたっては、平成30年3月までの直近1年間及び直近5年間の10年国債応募者利回り等を基に基準利率を算定し、その結果を受けて終身年金現価率及び有期年金現価率を算定したうえで作成した定款変更案について、役員会及び運営審議会の了承を得たうえで、総務大臣の認可を受けた。

**資料第6-11 定款変更案の内容(抜粋)**

基準利率	0.06%
------	-------

年齢	終身年金 現価率
60歳	27.154816
65歳	22.824757

支給 残月数	有期年金 現価率
120月	9.969571
240月	19.879521

**資料第6-12 基準利率の算定について**

- (1) 10年国債応募者利回りの平均値
- ① 直近1年間の平均値：0.0611%
  - ② 直近5年間の平均値：0.3055%
- ⇒ ①が②より小さいため、10年国債応募者利回りの平均値は0.0611%
- (2) 地共済と国共済の運用見通しの加重平均：0.9278%
- (3) 基準利率の算定
- (1) 10年国債応募者利回りの実績(0.0611%) < (2) 運用見通し(0.9278%)のため、基準利率は0.0611%⇒0.06% (%単位で小数点以下第3位切り捨て) となる。



**(4) 令和元年10月から令和2年9月までに適用される率**

令和元年10月から令和2年9月までに適用される率の算定にあたっては、平成31年3月までの直近1年間及び直近5年間の10年国債応募者利回り等を基に基準利率を算定し、その結果を受けて終身年金現価率及び有期年金現価率を算定したうえで作成した定款変更案について、役員会及び運営審議会の了承を得たうえで、総務大臣の認可を受けた。

**資料第6-13 定款変更案の内容（抜粋）**

年齢	終身年金 現価率
60歳	27.094485
65歳	22.851867

(注) 基準利率及び有期年金現価率は変更なし

**資料第6-14 基準利率の算定について**

(1) 10年国債応募者利回りの平均値

① 直近1年間の平均値：0.0627%

② 直近5年間の平均値：0.1797%

⇒ ①が②より小さいため、10年国債応募者利回りの平均値は0.0627%

(2) 地共済と国共済の運用見通しの加重平均：0.8011%

(3) 基準利率の算定

(1)10年国債応募者利回りの実績(0.0627%) < (2)運用見通し(0.8011%)のため、基準利率は0.0627% ⇒0.06% (%単位で小数点以下第3位切り捨て)となる。

**(5) 令和2年10月から令和3年9月までに適用される率**

令和2年10月から令和3年9月までに適用される率の算定にあたっては、令和2年3月までの直近1年間及び直近5年間の10年国債応募者利回り等を基に基準利率を算定し、その結果を受けて終身年金現価率及び有期年金現価率を算定したうえで作成した定款変更案について、役員会及び運営審議会の了承を得たうえで、総務大臣の認可を受けた。

**資料第6-15 定款変更案の内容（抜粋）**

基準利率	0.00%
------	-------

年齢	終身年金 現価率
60歳	27.345773
65歳	23.033747

支給 残月数	有期年金 現価率
120 月	10.000000
240 月	20.000000

**資料第6-16 基準利率の算定について**

- (1) 10年国債応募者利回りの平均値
- ① 直近1年間の平均値：△0.1031%
  - ② 直近5年間の平均値：0.0611%
- ⇒ ①が②より小さいため、10年国債応募者利回りの平均値は△0.1031%
- (2) 地共済と国共済の運用見通しの加重平均：0.6716%
- (3) 基準利率の算定
- (1) 10年国債応募者利回りの実績(△0.1031%) < (2) 運用見通し(0.6716%)のため、基準利率は△0.1031%⇒0.00% (基準利率は零を下回らないものとする。\*) となる。
- ※ 施行規則第2条の6の3

**(6) 令和3年10月から令和4年9月までに適用される率**

令和3年10月から令和4年9月までに適用される率の算定にあたっては、令和3年3月までの直近1年間及び直近5年間の10年国債応募者利回り等を基に基準利率を算定し、その結果を受けて終身年金現価率及び有期年金現価率を算定したところ、昨年の10月から適用されている率と同じ率となったことから、定款の変更がない旨を役員会及び運営審議会において報告した。

**資料第6-17 基準利率の算定について**

- (1) 10年国債応募者利回りの平均値
- ① 直近1年間の平均値：0.0353%
  - ② 直近5年間の平均値：0.0037%
- ⇒ ②が①より小さいため、10年国債応募者利回りの平均値は0.0037%
- (2) 地共済と国共済の運用見通しの加重平均：0.5999%
- (3) 基準利率の算定
- (1) 10年国債応募者利回りの実績(0.0037%) < (2) 運用見通し(0.5999%)のため、基準利率は0.0037%⇒0.00% (%単位で小数点以下第3位切り捨て) となる。

**(7) 令和4年10月から令和5年9月までに適用される率**

令和4年10月から令和5年9月までに適用される率の算定にあたっては、令和4年3月までの直近1年間及び直近5年間の10年国債応募者利回り等を基に基準利率を算定し、その結果を受けて終身年金現価率及び有期年金現価率を算定したうえで作成した定款変更案について、役員会及び運営審議会の了承を得たうえで、総務大臣の認可を受けた。

## 第6章 年金払い退職給付に係る付与率・保険料率等の設定

### 資料第6-18 定款変更案の内容（抜粋）

基準利率	0.02%
------	-------

年齢	終身年金 現価率
60歳	27.261629
65歳	22.972879

支給 残月数	有期年金 現価率
120月	9.989841
240月	19.959725

### 資料第6-19 基準利率の算定について

(1) 10年国債応募者利回りの平均値

① 直近1年間の平均値：0.0858%

② 直近5年間の平均値：0.0284%

⇒ ②が①より小さいため、10年国債応募者利回りの平均値は0.0284%

(2) 地共済と国共済の運用見通しの加重平均：0.5345%

(3) 基準利率の算定

(1) 10年国債応募者利回りの実績(0.0284%) < (2) 運用見通し(0.5345%)のため、基準利率は0.0284%

⇒0.02%（%単位で小数点以下第3位切り捨て）となる。

### (8) 令和5年10月から令和6年9月までに適用される率

令和5年10月から令和6年9月までに適用される率の算定にあたっては、令和5年3月までの直近1年間及び直近5年間の10年国債応募者利回り等を基に基準利率を算定し、その結果を受けて終身年金現価率及び有期年金現価率を算定したうえで作成した定款変更案について、役員会及び運営審議会の下承を得たうえで、総務大臣の認可を受けた。

### 資料第6-20 定款変更案の内容（抜粋）

基準利率	0.07%
------	-------

年齢	終身年金 現価率
60歳	27.052936
65歳	22.821764

支給 残月数	有期年金 現価率
120 月	9.964513
240 月	19.859541

**資料第6-21 基準利率の算定について**

- (1) 10年国債応募者利回りの平均値
  - ① 直近1年間の平均値：0.2973%
  - ② 直近5年間の平均値：0.0756%
  - ⇒ ②が①より小さいため、10年国債応募者利回りの平均値は0.0756%
- (2) 地共済と国共済の運用見通しの加重平均：0.5223%
- (3) 基準利率の算定
  - (1) 10年国債応募者利回りの実績(0.0756%) < (2) 運用見通し(0.5223%)のため、基準利率は0.0756%  
⇒0.07% (%単位で小数点以下第3位切り捨て)となる。

### 第3節 年金払い退職給付に係る財政状況の確認（財政検証）

#### 1 年金払い退職給付制度に係る財政状況の確認（財政検証）

年金払い退職給付制度は、将来の給付に係る資金を事前に積み立てる財政方式を採用していることから、財政状況を定期的に把握する必要がある。そのため、年金払い退職給付制度においては、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合とを合算した年金財政上の剰余不足の状況を毎年把握するため、財政検証を実施している。

具体的には、

- ① 地方公務員共済組合の積立基準額（将来にわたる年金払い退職給付制度に係る費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額）を算定し、国家公務員共済組合の積立基準額と合算する。
- ② 地方公務員共済組合の積立金と国家公務員共済組合の積立金を合算する。
- ③ ①、②をもとに積立金から積立基準額を控除し年金財政上の剰余不足を算出する。

こととしている。

**※ 年金財政上の剰余不足**

**積立金の額（国及び地方の合計額）－積立基準額（国及び地方の合計額）**

**⇒ この結果が正の場合は剰余額、負の場合は不足額となる。**

なお、この結果に基づき、財政再計算の実施の必要性（保険料収入現価（将来にわたる保険料収入の現在価値に換算した額）の5%を不足額が上回る場合に実施が必要）を確認するとともに、年金払い退職給付にかかる財政調整拠出金の確定値を算定することとされている。

おって、財政検証結果については、運営審議会で報告するとともに、基準利率の変更の際と同様の広報を実施することとしている。

#### 2 平成27年度末以降の財政検証結果

##### (1) 平成27年度末の財政検証結果

(単位：億円)

区分	合計	国共済	地共済
積立基準額 A	1,914	522	1,392
積立金 B	1,880	508	1,372
剰余または不足 C = (B - A)	△34	△14	△20

① 財政再計算の必要性

平成27年度末時点で国共済と地共済を合算した財政状況が不足（△34億円）となっているが、保険料収入現価の5%（62,674億円×5%=3,134億円）を下回っているため、財政再計算は実施しない。

② 財政調整拠出金の計算

平成27年度末時点の財政状況は、国共済、地共済ともに不足（国共済：△14億円、地共済：△20億円）となっているため、平成27年度の財政調整拠出金の確定額は発生しない。

（2）平成28年度末の財政検証結果

（単位：億円）

区分	合計	国共済	地共済
積立基準額 A	5,686	1,550	4,137
積立金 B	5,698	1,588	4,110
剰余または不足 C = (B - A)	+12	+39	△27

① 財政再計算の必要性

平成28年度末時点で国共済と地共済を合算した財政状況が剰余（+12億円）となっているため、財政再計算は実施しない。

② 財政調整拠出金の計算

平成28年度末時点の財政状況は、国共済が剰余（+39億円）、地共済が不足（△27億円）となっていることから、平成28年度の財政調整拠出金の確定額（積み立て不足側の当該不足額の5分の1（拠出額の剰余額を上限とする。））は、平成30年度に、国共済から地共済へ約5億円の拠出となる。

（3）平成29年度末の財政検証結果

（単位：億円）

区分	合計	国共済	地共済
積立基準額 A	9,464	2,583	6,881
積立金 B	9,573	2,701	6,872
剰余または不足 C = (B - A)	+109	+119	△10

① 財政再計算の必要性

平成29年度末時点で国共済と地共済を合算した財政状況が剰余（+109億円）となっているため、財政再計算は実施しない。

② 財政調整拠出金の計算

平成29年度末時点の財政状況は、国共済が剰余（+119億円）、地共済が不足（△10億円）となっていることから、平成29年度の財政調整拠出金の確定額（積み立て不足側の当該不足額の5分の1（拠出額の剰余額を上限とする。））は、平成31年度（令和元年度）に、国共済から地共済へ約2億円の拠出となる。

（4）平成30年度末の財政検証結果

（単位：億円）

区分	合計	国共済	地共済
積立基準額 A	13,230	3,609	9,621
積立金 B	13,464	3,825	9,639
剰余または不足 C = (B - A)	+234	+215	+19

## 第6章 年金払い退職給付に係る付与率・保険料率等の設定

### ① 財政再計算の必要性

平成30年度末時点で国共済と地共済を合算した財政状況が剰余（+234億円）となっているため、財政再計算は実施しない。

### ② 財政調整拠出金の計算

平成30年度末時点の財政状況は、国共済、地共済ともに剰余（国共済：+215億円、地共済：+19億円）となっていることから、平成30年度の財政調整拠出金の確定額は発生しない。

## (5) 令和元年度末の財政検証結果

(単位：億円)

区分	合計	国共済	地共済
積立基準額 A	16,992	4,622	12,370
積立金 B	17,376	4,944	12,432
剰余または不足 C = (B - A)	+384	+322	+62

### ① 財政再計算の必要性

令和元年度末時点で国共済と地共済を合算した財政状況が剰余（+384億円）となっているため、財政再計算は実施しない。

### ② 財政調整拠出金の計算

令和元年度末時点の財政状況は、国共済、地共済ともに剰余（国共済：+322億円、地共済：+62億円）となっていることから、令和元年度の財政調整拠出金の確定額は発生しない。

## (6) 令和2年度末の財政検証結果

(単位：億円)

区分	合計	国共済	地共済
積立基準額 A	20,810	5,637	15,173
積立金 B	21,342	6,061	15,281
剰余または不足 C = (B - A)	+532	+424	+108

### ① 財政再計算の必要性

令和2年度末時点で国共済と地共済を合算した財政状況が剰余（+532億円）となっているため、財政再計算は実施しない。

### ② 財政調整拠出金の計算

令和2年度末時点の財政状況は、国共済、地共済ともに剰余（国共済：+424億円、地共済：+108億円）となっていることから、令和2年度の財政調整拠出金の確定額は発生しない。

（7）令和3年度末の財政検証結果

（単位：億円）

区分	合計	国共済	地共済
積立基準額 A	24,607	6,646	17,962
積立金 B	25,298	7,176	18,121
剰余または不足 C = (B - A)	+690	+531	+160

① 財政再計算の必要性

令和3年度末時点で国共済と地共済を合算した財政状況が剰余（+690億円）となっているため、財政再計算は実施しない。

② 財政調整拠出金の計算

令和3年度末時点の財政状況は、国共済、地共済ともに剰余（国共済：+531億円、地共済：+160億円）となっていることから、令和3年度の財政調整拠出金の確定額は発生しない。

（8）令和4年度末の財政検証結果

（単位：億円）

区分	合計	国共済	地共済
積立基準額 A	28,243	7,640	20,603
積立金 B	29,201	8,272	20,929
剰余または不足 C = (B - A)	+958	+632	+326

① 財政再計算の必要性

令和4年度末時点で国共済と地共済を合算した財政状況が剰余（+958億円）となっているため、財政再計算は実施しない。

② 財政調整拠出金の計算

令和4年度末時点の財政状況は、国共済、地共済ともに剰余（国共済：+632億円、地共済：+326億円）となっていることから、令和4年度の財政調整拠出金の確定額は発生しない。



## 第4節 年金払い退職給付に係る財政再計算

### 1 年金払い退職給付に係る財政再計算

年金払い退職給付に要する費用については、地共法第113条において、地共済の積立基準額と国共済の積立基準額との合計額と、地共済における年金払い退職給付に係る積立金と国共済における年金払い退職給付に係る積立金との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように定めることとされており、財政再計算については、少なくとも5年に一度実施することとされている。

その他に、①年金払い退職給付に要する費用の算定において基礎とする事項について、直近に実施した財政再計算における当該事項に比べて著しい変化が見られた場合、②直近の財政検証において、地共済の積立基準額と国共済の積立基準額との合計額が地共済における年金払い退職給付に係る積立金と国共済における年金払い退職給付に係る積立金との合計額を上回る場合において、当該上回る額が現時点の掛金率に基づく掛金及び負担金の収入現価に相当する額の100分の5を上回った場合、臨時の財政再計算を実施することとされている。

### 2 平成30年度に実施した財政再計算

前述のとおり、地共法第113条において、少なくとも5年に一度、財政再計算を実施することとされているが、運用方針において、初回の財政再計算は制度発足から3年後の平成30年度までに実施することとされている。

制度発足以後、年金払い退職給付に要する費用の算定において基礎とする事項について著しい変化がなく、かつ、平成27年度末から平成29年度末まで実施した財政検証結果において、臨時の財政再計算を行う必要がない結果となったことを受け、平成30年度において初回の財政再計算を行った。

#### (1) 財政再計算の前提条件

##### ① 基準利率の見通し

財政再計算における基準利率の見通しは、運用方針により、10年国債応募者利回りの見通しや積立金の運用収益の見通しに基づくものとされていることから、内閣府作成の長期金利の見通し（中長期の経済財政に関する試算：平成30年7月9日経済財政諮問会議提出）を基に、「0.20%」とした。

##### ② 予定利率

予定利率（現価を算定する際の割引率）は、運用方針により積立金の運用見通しと基準利率の状況を勘案することとされていることから、基準利率の見通しと同じ「0.20%」とした。

##### ③ 計算基準日

運用方針において、掛金率を適用する日（平成31年4月1日）の前日の前1年以内の日と定められていることから、平成30年3月31日とした。

## ④ 付与率

運用方針において、見直さないこととされていることから、財政再計算前と同じ「1.50%」を用いることとした。

## (2) 財政再計算結果

## 資料第6-22 財政再計算結果

(単位：億円)

区分	地共済+国共済	
総給付現価 A	73,776	
積立金 B	9,573	
標準報酬等現価 C	4,287,502	
保険料率 $D = (A - B) \div C$	1.50%	(端数切り上げ)
掛金率 $E = D \div 2$	0.75%	(再計算前の率と同じ)

財政再計算を実施した結果、平成31年4月から適用される新保険料率は、変更前と同じ率となった。

これを受け、役員会及び運営審議会において、財政再計算結果を報告した。  
併せて、総務大臣あてに財政再計算結果を報告した。

## (3) 広報

平成30年12月に実施された年金払い退職給付制度にかかる財政再計算結果について、組合員の周知を図る目的でリーフレットを作成し、各共済組合を通じて全組合員に配布した。

あわせて、連合会だよりPAL第207号(平成31年3月発行)に、年金払い退職給付にかかる財政再計算結果について記事を掲載した。

また、連合会ホームページにリーフレット、関係記事及び連合会だよりPAL第207号の記事等を掲載した。

### 3 令和5年度に実施した財政再計算

平成30年度に実施した財政再計算以後、年金払い退職給付に要する費用の算定において基礎とする事項について著しい変化がなく、かつ、平成30年度末から令和4年度末まで実施した財政検証結果において、臨時の財政再計算を行う必要がない結果となったことから、前回（平成30年度）から5年経過後の令和5年度において財政再計算を行うこととなった。

#### (1) 財政再計算の前提条件

##### ① 基準利率の見通し

財政再計算における基準利率の見通しは、運用方針により、10年国債応募者利回りの見通しや積立金の運用収益の見通しに基づくものとされていることから、内閣府作成の長期金利の見通し（中長期の経済財政に関する試算：令和5年7月25日経済財政諮問会議提出）を基に、「0.49%」とした。

##### ② 予定利率

予定利率（現価を算定する際の割引率）は、運用方針により積立金の運用見通しと基準利率の状況を勘案することとされていることから、基準利率の見通しと同じ「0.49%」とした。

##### ③ 計算基準日

運用方針において、掛金率を適用する日（令和6年4月1日）の前日の前1年以内の日と定められていることから、令和5年3月31日とした。

##### ④ 付与率

運用方針において、見直さないこととされていることから、財政再計算前と同じ「1.50%」を用いることとした。

#### (2) 財政再計算結果

財政再計算の結果、保険料率は変更前の率と変わらずに1.50%となった。

積立剰余を財源として収支均衡を図ることとなり、基準利率については、令和6年10月以降、市場の状況を勘案して算定する基準利率に、加算率0.08%を加算することとなった。

これを受け、役員会及び運営審議会において、財政再計算結果を報告した。

併せて、総務大臣あてに財政再計算結果を報告した。

## 資料第6-23

剰余解消前		(単位：億円)
区分		地共済+国共済
積立金（簿価ベース）	A	29,201
総給付現価	B	99,138
保険料収入現価	C	72,025
積立基準額	$D = B - C$	27,113
積立剰余	$E = A - D$	2,089



財政再計算結果		(単位：億円)
区分		地共済+国共済
積立金（簿価ベース）	A	29,201
総給付現価	B	101,024
保険料収入現価	C	72,025
積立基準額	$D = B - C$	28,999
積立剰余	$E = A - D$	203

## (3) 広報

令和5年12月に実施された年金払い退職給付制度にかかる財政再計算結果について、組合員の周知を図る目的でリーフレットを作成し、各共済組合を通じて全組合員に配布した。

あわせて、連合会だよりPAL第237号（令和6年3月発行）に、年金払い退職給付にかかる財政再計算結果について記事を掲載した。

また、連合会ホームページにリーフレット、関係記事及び連合会だよりPAL第237号の記事等を掲載した。